

平成29年 第8回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年8月10日(木) 午後1:30~2:10

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第8号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第17号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 29 年第 8 回 8 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、7番 長根 孝衛 君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 8 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には2番 谷地村 久人君並びに5番、小坂 敏君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります但事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	( 諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第 3 報告第 8 号 農地使用貸借合意解約書の受理についてを、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 8 号 農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので報告いたします。</p> <p>3 ページをお開き下さい。貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。解約に係る理由は、貸人が所有地の交換の登記を行うため、現借人と解約を行うものです。また、所有権移転登記が完了すれば、引き続き農業者年金受給のため、再設定を行う予定です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第 4 議案第 17 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>議案第 17 号については、6 番、長井委員が利害関係人となっている事案がありますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで長井委員は退室してください。</p>
	(長井委員退室)

議長	<p>受付番号第17号から受付番号21号まで審議いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>4ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借が1件、使用貸借が6件、所有権移転が2件、併せて9件の申請であります。</p> <p>議案第17号、受付番号17号から受付番号21号までの申請は譲受人が農業次世代人材投資事業の事業継続のため申請です。</p> <p>5ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第17号は、親子間の使用貸借権の申請で設定期間は、20年間です。5ページに 議案書の写し、6ページに農地法3条1項の調査書、7ページに許可申請書の写し、8ページに使用貸借契約書の写し、9ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、6ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>受付番号第18号は、賃貸借権の申請で設定期間は5年間です。10ページに 議案書の写し、11ページに 農地法3条1項の調査書、12ページに許可申請書の写し、13ページに農地等賃貸借契約書の写し、14ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、11ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます</p> <p>15ページをお開きください。</p> <p>受付番号第19号は、使用貸借権の申請で設定期間は、5年間です。15ページに議案書の写し、16ページに農地法3条1項の調査書、17ページに許可申請書の写し、18ページに使用貸借契約書の写し、19ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、16ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>

	<p>20 ページをお開きください。</p> <p>受付番号第 20 号は、使用貸借権の申請で設定期間は、5 年間です。20 ページに議案書の写し、21 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、22 ページに許可申請書の写し、23 ページに使用貸借契約書の写し、24 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、21 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>25 ページをお開きください。</p> <p>受付番号第 21 号は、親子間の使用貸借権の申請で設定期間は、10 年間です。25 ページに 議案書の写し、26 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、27 ページに許可申請書の写し、28 ページに使用貸借契約書の写し、24 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、26 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第 17 号から第 21 号の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 8 番、小澤委員から報告を求めます。
小澤委員	<p>議案第 17 号 受付番号第 17 号から第 21 号までの現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地 5 件の地目は、田及び畑であり、使用貸借及び賃貸借後は畑として利用するということでもあります。</p> <p>借り受け人は、農業次世代人材投資事業の事業継続のため申請したものであります。</p> <p>また、利用状況や経営面積からみても、特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第 4 議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基</p>

	<p>づく農業委員会の許可について を議題といたします。</p> <p>受付番号第 22 号から第 23 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>30 ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第 22 号から第 23 号について説明いたします。</p> <p>議案第 17 号、受付番号第 22 号及び 23 号の申請はお互いの所有権の交換です。</p> <p>受付番号第 22 号は、30 ページに議案書の写し、31 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、32 ページに許可申請書の写し、33 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、31 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>34 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第 23 号は、34 ページに議案書の写し、35 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、36 ページに許可申請書の写し、37 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、35 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第 22 号、23 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を 8 番、小澤委員から報告を求めます。</p>
小澤委員	<p>議案第 17 号 受付番号第 22 号から第 23 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第 22 号及び第 23 号の申請地の地目は、畑と田であります。2 件の申請地とも作業効率や農地集積の面を考慮して申請したものであり、交換後も農地として利用するということであります。</p> <p>また、利用状況や経営面積、農作業の常時従事等、特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>引き続き日程第 4 議案第 17 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定に基</p>

	<p>づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第24号から第25号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>38ページをお開き下さい。</p> <p>それでは、受付番号第24号から第25号について説明いたします</p> <p>議案第17号、受付番号第24号及び25号の申請は譲渡人が、農業者年金を引き続き受給するため、親子間の使用貸借権の設定であり、設定期間は第24号が20年間、第25号が10年間です。</p> <p>受付番号第24号は、38ページに議案書の写し、39ページに農地法3条1項の調査書、40ページから41ページに許可申請書の写し、42ページに使用貸借契約書の写し、43から46ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、39ページ農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>47ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第25号は、47ページに議案書の写し、48ページに農地法3条1項の調査書、49から50ページに許可申請書の写し、51ページに使用貸借契約書の写し、52から54ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、48ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、この2件の申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであるため、利用状況調査については省略いたしました。</p> <p>以上、受付番号第24号、第25号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号受付番号第17号から第25号まで、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

議 長	<p>よって、議案第17号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもって、議案第17号の審議は終わりました。長井委員を入室させてください。</p>
	<p>(長井委員入室)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成29年 第8回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議 長

署名者

署名者